

第20号議案

中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

中間市立小中学校通学区域審議会条例（昭和49年中間市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中間市に、中間市立小中学校」を「市立小中学校」に改める。

第2条中「中間市立小中学校の通学区域に關し必要な事項について調査審議し」を「市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事項を調査し、審議し」に改める。

第3条第1項中「委員15名」を「15人以内の委員」に改め、「必要の都度、」を削り、同項第1号中「父母教師会代表」を「PTA（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項のPTAをいう。）を構成する者」に改め、同項第2号中「代表」を削り、同項第3号を次のように改める。

（3）地域コミュニティ組織の代表者

第3条第1項第5号を次のように改める。

（5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第3条第2項中「委員」を「教育委員会」に、「当該諮問に係る審議が終了した」を「委員が前項各号に掲げる者でなくなった」に改め、「ときは、」の次に「同項の規定による」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、前項の規定により委嘱を解いたときその他必要があると認めるときは、委員を委嘱することができる。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までとする。

第6条第1項中「会議」の次に「（以下この条において「会議」という。）」を加え、「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、教育長が招集する。

第6条第2項中「定数の半数以上の委員」を「過半数」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「、議長」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条中「教育部教育施設課」を「教育委員会の事務局において市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事務を所管する部署」に改める。

第8条中「審議会」を「、審議会」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市立小中学校通学区域審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市立小中学校の通学区域の適正を期するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、中間市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>中間市に、中間市立小中学校の通学区域の適正を期するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、中間市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p>
<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事項を調査し、審議し、その結果を答申するものとする。</u></p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>中間市立小中学校の通学区域に關し必要な事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。</u></p>
<p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、<u>15人以内の委員</u>をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>市立小中学校のPTA（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項のPTAをいう。）を構成する者</u></p> <p>(2) 市立小中学校の校長</p> <p>(3) 地域コミュニティ組織の代表者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>委員が前項各号に掲げる者でなくなったときは、同項の規定による委嘱を解くことができる。</u></p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により委嘱を解いたときその他必要が</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、<u>委員15名</u>をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから<u>必要的都度</u>、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>市立小中学校の父母教師会代表</u></p> <p>(2) <u>市立小中学校の校長代表</u></p> <p>(3) <u>校区の関係者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市の職員</u></p> <p>2 <u>委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、委嘱を解くものとする。</u></p>

あると認めるときは、委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までとする。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、教育長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

第4条 削除

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部教育施設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。